

委託概要書

市長	副市長	総務部長	部長	企画監兼課長	課長補佐	係長	係員	審査	設計		
執行年度		令和8年度									
委託業務名		令和8・9年度 稲敷市幸田I地区地籍調査2項委託業務						設計種別			
								実施・変更			
履行場所		稲敷市幸田地区									
業務内容		委託			原契約年月日		年 月 日				
履行期間		契約締結の翌日から 令和10年3月31日まで									
請負人 又は 受託者											
費目		起工	第1回変更	増減(△)		変更請負に付する業務価格 =変更積算業務価格×請負比率 請負比率: $\frac{\text{起工(前回変更)時の請負決定額}}{\text{起工(前回変更)時の積算額}}$ (小数第7位切り捨て6位止め) 変更積算業務価格 円 請負比率 変更業務価格 円					
起工額		円	円								
請負(委託) に付する額		円	円	円							
業務 価格		円	円	円							
消費税相当額		円	円	円							
請負(委託) 決定額		円	円	円							
業務概要											
内 容			規格1	数量1	単位1	規格2	数量2	単位2	規格3	数量3	単位3
地籍調査 筆界現地復元およびE～H工程			A=	0.2	km ²						
変更理由											

令和8・9年度 幸田I地区地籍調査2項委託業務
仕様書

稲 敷 市

第1章 総則

(目的)

第1条 本仕様書は、稲敷市（以下「発注者」という。）が行う国土調査法第10条第2項に基づく幸田I地区地籍調査2項委託業務の委託（以下「本業務」という。）の作業方法等について定めるものである。

(作業規定)

第2条 本業務は、本仕様書によるほか契約書及び下記に示す法令等に基づき実施するものとする。

- (1) 国土調査法（昭和26年法律第180号）
- (2) 国土調査法施行令（昭和27年政令第59号）
- (3) 国土調査法施行規則（平成22年国土交通省令第50号）
- (4) 基準点測量作業規程準則（昭和61年総理府令第51号）
- (5) 地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）
- (6) 地籍調査作業規程準則運用基準（平成14年3月14日国土国第590号国土交通省土地・水資源局長通知）
- (7) 調査図素図表示例（昭和32年経企土第179号経済企画庁総合開発局長通達）
- (8) 地籍調査票作成要領（令和3年国不籍第579号国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課長通知）
- (9) 地籍図作成要領（令和3年国不籍第489号国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課長通知）
- (10) 地籍簿作成要領（令和3年国不籍581号国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課長通知）
- (11) 2項委託に係る地籍調査事業工程管理及び検査規程細則（平成24年国土籍第569号国土交通省土地・建設産業局地籍整備課長通知）
- (12) 地籍測量及び地積測定における作業の記録及び成果の記載例等（平成26年国土籍第347号国土交通省土地・建設産業局地籍整備課長通知）
- (13) 地籍調査事業（2項委託）実施要領（平成24年国土籍第567号国土交通省土地・建設産業局地籍整備課長通知）
- (14) 地籍調査の成果の認証の請求又は認証の承認申請に係る書類の作成要領（令和3年3月31日国不籍第580号国土交通省土地・建設産業局地籍整備課長通知）
- (15) 稲敷市契約規則、他稲敷市関係規則
- (16) その他関係法令等

(受託法人の要件)

第3条 本業務の受注法人は、国土調査法第10条第2項及び国土調査法施行規則第4条の条件を満たすとともに、以下のいずれかの条件を満たすこと。

- (1) 地籍総合技術監理者、地籍調査管理技術者、地籍工程管理士いずれかの資格を有する者が在籍していること。

- (2) 「地籍調査」、「用地測量」又は「基準点測量」に関し、通算10年以上の実務経験を有し、また地籍調査におけるC～H工程のすべての工程を主任技術者もしくは監督者として経験を有するものが在籍していること

(技術者の配置)

第4条 請負者（以下「受注者」という。）は、本業務における技術者として、常時勤務する者で地籍調査事業工程管理及び検査規程（以下「工程管理・検査規程」という。）、地籍調査作業規程準則（以下「準則」という。）、他関係法令に基づき、技術者を配置すること。なお、規程他に加え、以下の条件を満たすものとし、その証する書類を発注者へ提出すること。

(1) 受託監督者

地籍総合技術監理者、地籍調査管理技術者、地籍工程管理士いずれかの資格を有する者、若しくは、「地籍調査」、「用地測量」又は「基準点測量」に関し、通算7年以上の実務経験かつ地籍調査におけるC～H工程のすべての工程を主任技術者若しくは監督者として経験を有する者とする。

また、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係がある者とし、在籍出向社員や派遣社員は不可とする。

(2) 受託検査者

地籍総合技術監理者、地籍調査管理技術者、地籍工程管理士いずれかの資格を有する者、若しくは、「地籍調査」、「用地測量」又は「基準点測量」に関し、通算7年以上の実務経験を有する者。

(3) 主任技術者

測量工程においては、測量士であること。

(4) 班長

(5) その他、規程にある技術者

(計画)

第5条 契約締結後、速やかに作業計画書を作成し、発注者の監督員に提出し、承認を得なければならない。作業計画書の重要な内容を変更する場合も同様とする。

2 作業計画書には、次の事項を記載若しくは添付するものとする。

(1) 位置図

(2) 概要（調査地域、調査面積、筆数、精度、縮尺等）

(3) 作業班編成

(4) 作業員名簿

(5) 主任技術者届

(6) 受託検査者及び受託監督者届

(7) 作業進行予定表

(8) 測量機器検定証明書

(9) その他、発注者の監督員の指示するもの。

(守秘義務)

第6条 受注者は、本業務上知り得た個人情報を外に漏らしてはならない。

- 2 受注者は、発注者の許可なく本業務上収集した情報・成果品等を複写及び加工し、庁外に持ち出し、公表、貸与する等、本業務の他の目的に使用してはならない。

(補償)

第7条 受注者が第三者に与えた損害は、受注者の責任において補償するものとする。

(保安)

第8条 受注者は、交通の妨害となるような行為はもちろん公衆に迷惑を及ぼさないよう次の各項により、作業しなければならない。

- 2 受注者は、交通及び保安に関係ある作業について、安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めるとともに、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を講ずるようあらかじめ所轄官公庁と十分な打ち合わせの上施行するものとする。
- 3 受注者は、事故が生じた場合は、所要の措置を講ずると共に事故発生の原因、経過及び事故による被害の内容について、速やかに発注者に報告するものとする。

(身分証明書)

第9条 受注者は、本業務の実施にあたり、発注者が貸与する国土調査法第24条第3項の規定に基づく身分証明書を常時携帯し、関係人の請求があればこれを提示しなければならない。

- 2 受注者は、本業務終了後、速やかに身分証明書を発注者に返納しなければならない。

第2章 業務の概要

(作業区域の概要)

第10条 本業務の作業区域の概要は、次のとおりである。

表1 作業区域概要

作業区域	幸田I地区(添付図に示す区域)
実施工程	(1年目工程) 筆界復元測量及び、 地籍調査E・F I工程 (2年目工程) 地籍調査F II-1・F II-2・G・H工程 ※原則として、上記の年度で行うこと。
調査面積	0.20 km ² (計画面積)
調査前筆数	381筆
調査後筆数	304筆 (旧成果等による参考筆数)
精度	甲3

縮 尺	1 / 5 0 0
傾斜区分	平坦
視通状況	市 I
筆の形状	不整形
現地復元	上記調査面積による

(業務概要)

第 1 1 条 業務内容については、次のとおりとする。なお、国土調査法、準則、工程管理・検査規程、2 項委託に係る地籍調査事業工程管理及び検査規程細則（以下、「2 項委託工程管理・検査規程細則」とする。）、他関係法令通知の定める他、本仕様書に従い行うものとする。

- (1) 現地復元
- (2) 一筆地調査 (E 工程)
- (3) 地籍細部図根測量 (F I 工程)
- (4) 一筆地測量 (F II - 1 工程)
- (5) 地籍図原図作成 (F II - 2 工程)
- (6) 地積測定 (G 工程)
- (7) 地籍簿案の作成等 (H 工程)
- (8) 地籍図複図の作成

(作業に関する業務報告)

第 1 2 条 受注者は、原則として作業の進捗状況を随時、発注者の監督員に報告するものとする。

- 2 発注者は、必要に応じて受注者へ、調査図や筆界点番号図等の必要な資料を求めることができるものとする。

第 3 章 業務の内容

(工程管理及び検査)

第 1 3 条 受注者は、工程管理・検査規程、2 項委託工程管理・検査規程細則に基づき、各工程の管理及び監督、検査を行わなければならない。

- 2 受注者は、作業工程毎に作業内容及び作業手法等を発注者と協議し、工程管理表を提出するものとし、適宜進捗を発注者へ提出するものとする。
- 3 受注者は、十分な社内点検を行った後、発注者及び認証者（茨城県）の検査を受けるものとする。また、検査の結果、訂正指示を受けた場合は、速やかに訂正を行い、再度検査を受けなければならない。
- 4 発注者の指示がある場合には、各工程の間においても検査を受けなければならない。

- 5 受注者は、2項委託工程管理・検査規程細則に基づき、第三者機関の検定を受けなければならない。

(現地復元)

第14条 現地復元においては、第16条で作成する調査段階の資料を基に、調査区域内の筆界（筆界点）の復元を行うものとする。

- 2 地籍調査区域内の土地における筆界の復元については、次のとおり行うものとし、現地に境界標がある場合はそれを利用し、無い場合は仮杭等を設置するものとする。

(1) 土地改良所在図が登記された筆界の復元

先に登記が完了している土地改良所在図の優位性を考慮した上で、調査素図と差異が生じる箇所は法務局との協議の結果により、復元するものとする。

(2) 地積測量図及び道路査定図の復元

地積測量図や道路査定図等の復元可能な図面がある場合は、それらを基に筆界を復元するものとする。

(3) 旧成果における復元

土地改良所在図、地積測量図他、復元可能な情報が無い筆界については、発注者より過去の調査成果である当該地区の旧地籍調査成果を、国土地理院の座標補正ソフトウェア（Patch JGD）により変換したものを使用し、復元するものとする。

なお旧地籍調査成果においては精度区分の限度以上の誤差が確認されており、測量精度は求めないものとし、あくまでの参考点として取り扱いテープ等により復元するものとする。

- (4) 筆界未定の土地、各図面や登記が著しく合わない土地等については、上記によらず、発注者との協議の上、作業するものとする。

(一筆地調査（E工程）)

第15条 一筆地調査は、準則に基づき、以下により行うものとする。

一筆地調査の工程	作業内容
作業準備	作業進行予定表の作成 関係者名簿作成 関係者への周知、説明会の開催
作業進行予定表の作成	現地調査計画の立案
単位区域界の調査	
地籍調査票及び調査図素図の作成	地籍調査票の作成 地籍調査図素図の作成 調査図一覧図の作成
現地調査の通知	現地調査の通知
現地調査	所有者、地番、地目、筆界の調査 調査図等の作成
取りまとめ	点検整理

(地積調査素図の作成)

- 第16条 公図や地積測量図等の法務局に登録された図面、道路査定図、旧地籍調査成果における整合性の点検、調査区域の外周部で土地改良区域に接している箇所を優位性と必然性を総合的に判断し、現地復元の基となる地図を作成し、その結果を重ね合わせて、現地調査素図を作成するものとする。
- 2 土地改良区域に接している箇所においては、登記されている土地改良所在図について、地積測量図や前回調査の成果、その他の筆界関連資料を基に地図の整合性の確認した上で、優先して調査を行う。
 - 3 該地区の旧地籍調査成果と旧公図に差異が生じる箇所については、現地復元は行うものとはするが、新たな筆界点を作成し、調査図に反映させるものとする。反映させる筆界点については、精度は問わないものとする。

(地籍調査票等の作成)

- 第17条 作業区域内の地籍調査票、調査図素図、調査図一覧図、土地台帳及び名寄帳作成は、法務局の土地登記、地図情報を利用すること。
- 2 地籍調査票、調査図素図、調査図一覧図は、準則及びその他関係法令通知を基に作成するものとする。
 - 3 登記や地図、他図面の整合を確認し、一致しない土地がある場合には、発注者へ報告し、処理について協議すること。

(説明会)

- 第18条 受注者は、発注者の監督員と協議し、適切な時期を見計らい説明会の日程を決め、土地の所有者又はその代理人毎に地籍調査の説明会通知の書類及び説明会資料を作成するものとする。発送は、発注者が行うものとする。
- 2 通知の内容物については、発注者と協議するものとするが、土地所有者毎の土地の一覧表を挿入するものとする。一覧表には、対象土地一覧、その他必要な事項を記載するものとする。
 - 3 受注者は、説明会において受付、説明補助のほか、発注者と協力して説明会の運営に当たるものとする。

(立会通知文及び調書作成)

- 第19条 受注者は、発注者と十分に打ち合せの上、一筆地調査に着手する時期を決定し、作業班毎にその日時、地番、所有者等を記入し、「一筆地立会調書」として作成するものとする。
- 2 調査日程については、筆数・面積等を十分に考慮し、日割及び作業班体制を決定するものとする。その決定については、発注者の監督員と協議を行うものとする。特に河川や国県道等の長狭物の立会については、徒に長期間の立会とならないよう効率的な立会を心がけることとする。

- 3 受注者は、立会前までに、立会に必要な資料や物品、集合場所、他必要なものを用意するものとする。ただし、筆界表示杭、プレート等、筆界表示標については、発注者が用意したものを使用するものとする。
- 4 受注者は、一筆地調査の実施を通知するため、土地の所有者又はその代理人に立会目的、日時、集合場所等を記載した立会通知文を作成するものとする。
- 5 立会通知文は、立会日の概ね1ヶ月前までに発注者に提出するものとする。発送は、発注者が行うものとする。

(現地調査)

- 第20条 現地調査においては、受注者の主導により、調査図素図その他図面よりおおむね土地の配列の順序に従い、毎筆の土地について、その所有者、地番、地目及び筆界の調査を行うものとする。
- 2 受付簿を作成し、立会他参加者においては、その氏名住所及び連絡先の記入を求めるものとする。
 - 3 確認を行った筆界においては、筆界表示杭やプレート、他筆界表示標識の設置を行い、筆界点番号の標識を貼付け、またすべての筆界点において、その設置状況を写真により記録するものとする。なお、筆界表示標識については、発注者が用意するものとする。
 - 4 未立会者、不承諾による筆界未定、他、筆界を確認できなかった土地については、その経緯及び箇所を取りまとめ、発注者へ報告するとともに立会処理簿を作成するものとする。また、筆界が現況と著しく異なる場合や係争があった場合等においても、記録を行い発注者へ報告するものとする。
 - 5 地権者及び代理人より、遠方、その他の理由により図面等の書類の郵送による確認の希望があった場合には、受注者は確認書類を作成するものとする。
 - 6 現地調査の成果においては、実施した日ごとに速やかに地籍調査票や他書類の記入、地目や筆界、現地調査の結果において適切に実施されているか点検するものとする。なお、この点検は受託監督者が行うものとする。

(地籍調査票)

- 第21条 立会の経緯を記録するため、地籍調査票に土地所有者又はその代理人に署名押印させると共に、地籍調査において同意(承認)を得ることとされている場合には、当該同意をした土地所有者又はその代理人、あるいはその相続人に住所の記入、署名又は記名押印させるほか、地籍調査票に必要な事項を記録し、整理すること。
- 2 地籍調査票においては、地籍調査票作成要領に基づき、処理を行うものとする。
 - 3 受注者は、土地毎の所有者及び代理人、登記された住所とは異なる者等、各土地の通知先について契約期間中は整理及び管理し、また契約終了後には発注者へ提出すること。

(地籍測量)

第22条 地籍測量は、準則及び同運用基準に基づき、地上測量による方式によりおこなうものとする。

(細部図根測量 (F I 工程))

第23条 細部図根測量は、多角測量法によることを原則とする。ただし、見通し障害等によりやむを得ない場合には、放射法によることができる。地籍細部図根点は、後続の測量を行うのに便利であり、かつ、標識の保存が確実である位置に選定するものとする。

- 2 地籍細部図根点の標識は、現場の状況に適したものを選定する。また図根点であることが分かるものが表示されているものとする。
- 3 すべての地籍細部図根点について、その設置状況を写真により記録するものとする。

(一筆地測量 (F II-1 工程))

第24条 一筆地測量については、放射法、多角測量法、割込法、距離法または交点計算法によるものとする。観測及び測定方法、計算の単位及び計算値の制限は準則及び同運用基準によるものとする。

(地籍図原図作成 (F II-2 工程))

第25条 受注者は、仮作図を行い誤りがないことを確かめた後、発注者の了承を得たのち、電子計算機により筆界点の座標値を求めた結果のデータに基づき、自動製図機によって地籍図原図を作成する。

- 2 地籍図原図用紙は、J I S規格A3のものを使用し、ポリエステルベース (#300以上) で、熱処理済みのものとする。
- 3 筆界点番号図は、地籍図原図に準拠して作成するものとする。
- 4 地籍図一覧図は、地籍図原図に準拠して作成するものとするが、用紙の大きさについては、監督員と協議の上、決定するものとする。

(地積測定)

第26条 地積測定は、電子計算機を使用し、現地座標法により行うものとする。

- 2 測定の結果を、地番、地目、面積、筆界点番号、座標、辺長、方向角、筆図形を記載して、地積測定成果簿に取りまとめるものとする。
- 3 単位区域を構成する各筆の面積の合計と当該単位区域の面積が等しくなることを点検するものとする。

(地籍簿案の作成等 (H 工程))

第27条 地籍調査票並びに地籍図原図、地籍簿作成要領に基づき地籍簿案を作成し、国土調査法第17条その他関係法令に基づき、閲覧を実施するものとする。

(閲覧前、各整合性の点検)

第28条 閲覧を行う前に、閲覧に供するものについて点検を行うものとする。

- 2 地籍簿及び地籍図において、地籍調査票及び、地籍調査図、地籍図原図、地積測定成果簿と照合点検し、各内容に誤謬・脱漏等がないか確認し、修正が必要な場合は発注者に確認の上、修正する。
- 3 閲覧時点で最新の法務局登記情報及び地図情報との整合性について点検を行い、調査後の土地の異動や地積測量図その他の登記と不一致な点を発注者へ報告し、修正が必要な場合は発注者に確認の上、修正する。

(地籍簿案の作成)

第29条 地籍調査票並びに地籍図原図により地籍簿案を作成する。地籍簿案は、地籍簿作成要領、その他関係法令に基づき作成する。

(数値情報化)

第30条 地籍調査成果として取りまとめた成果は、「地籍調査成果の数値情報化実施要領」により数値情報化する。

(閲覧の通知)

第31条 受注者は、閲覧の実施を通知するため、土地の所有者又はその代理人に閲覧期間、会場、開場時間等を記載した通知文を作成する。

- 2 閲覧期間及び会場は、発注者の指示により決定する。受注者は、発注者と十分に打ち合わせの上、閲覧を確実に実施できる時期を明らかにする。
- 3 土地所有者への閲覧の通知については、所有者及び共有者、所有者が死亡の場合は相続人へ、委任状が提出されている場合はその代理人へ通知する。また、住所不明者については、発注者と協議して判断する。
- 4 閲覧通知文は、稲敷市指定の封筒に入れ、また各送付先の宛先を記載し、封をせずに閲覧開始日の1ヶ月前までに発注者に提出する。

(閲覧準備)

第32条 受注者は、閲覧前までに以下のものを用意するものとする。

- (1) 閲覧に供する地籍簿案並びに地籍図原図案、筆界点番号図を作成する。
- (2) 地籍簿案及び地籍図原図案、他閲覧に供するもの及び確認に必要なものを閲覧期間の1ヵ月前までに発注者に提出し、発注者の承認を得なければならない。
- (3) 受付簿、委任状、誤り等訂正申出書等を作成する。
- (4) 調査対象土地の所有者毎に、一筆座標面積計算書(一筆略図付)及び土地の位置図、地籍調査結果閲覧表を作成する。
- (5) 所有者別土地一覧表(名寄)、大字別土地一覧表(大字寄)等、閲覧の実務に必要な帳簿を作成する。

(閲覧)

第33条 閲覧は、以下の通りを行うものとする。

- (1) 国土調査法第17条に基づき、実施する。
- (2) 閲覧は、発注者が実施するが、受注者は閲覧期間中、受託監督者、受託検査者もしくは主任技術者のうち1名が、発注者の指定する日付・場所で発注者の指示を受け補助を行う。
- (3) 受注者は、閲覧に必要な資料の整理、作成を行う。

(再調査)

第34条 地権者の申出や誤り等により、再調査が必要な場合は発注者と協議し、これを行うものとする。

- 2 地籍調査成果に訂正があった場合は、境界標等の修正事項を確認し、内容について発注者と協議することとする。また地籍調査票、地籍調査図、地籍図原図、地籍簿について、その内容を修正し、また地権者及び代理人の確認資料を作成する。
- 3 受注者は、再調査によって得られた成果の点検整理を行い、発注者の確認を得ることとする。
- 4 なお、申出や他指摘があった内容に対する軽微な修正や、受注者に起因する修正である場合は本業務の費用に含めるものとするが、これによらない場合は、別途協議するものとする。工程検査が終了した後に申出や他訂正が発生した場合にも、契約期間中は、訂正の処理を行うものとする。

(認証申請関係書類の整理)

第35条 受注者は、地籍調査の成果の認証の請求又は認証の承認申請に係る書類の作成要領に基づき、以下のものを作成するものとする。なお、工程管理及びその検査、その他、必要がある場合は、その都度作成すること。

- (1) 地目別筆数面積変動表等調書
- (2) 不所在地等調書
- (3) 不協力地調書
- (4) 所在不明所有者等調書
- (5) 協議実施結果報告書
- (6) 地籍図一覧図
- (7) 認証請求区域図
- (8) 認証請求区域概況説明調書
- (9) その他、要領にあるもの

(取りまとめ)

第36条 閲覧、再調査、認証申請関係書類の整理により作成された書類、図面等については、点検照合を行うこと。

- 2 作業期間内における土地の異動事項については、土地登記簿と照合確認すること。
- 3 作成された書類等については、発注者と十分打合せの上、発注者のコンピューターに入力すること。

- 4 地籍フォーマット2000に係る情報については、発注者の地籍情報管理システムへ入力するものとする。
- 5 地籍図の写しとして、地籍図複図を作成するものとする。
- 6 調査図、網図、筆界点等の写真データ、他監督員の指示するものについては編集可能なデータ形式においても成果品とは別に、納品するものとする。

第4章 その他

(再委託)

第37条 受託法人は、工程管理及び検査に係る業務を再委託することはできない。ただし、工程管理及び検査以外の業務においては、発注者の承諾を得た場合に限り再委託することができる。

- 1 再委託範囲及び内容は、地籍調査事業（2項委託）実施要領、工程管理・検査規程、2項委託工程管理・検査規程細則に基づきおこなうと共に、事前に発注者と協議し、承諾を得た範囲のみとする。
- 2 再委託にあたっては、委託先、委託範囲他、発注者の指示する事項を明記した書類を提出し、事前に承諾を得るものとする。
- 3 受注者は、工程管理・検査規程及び2項委託工程管理・検査規程細則に基づき、再委託先へ適切な指導及び管理を行うとともに、作業や成果における責任を負うものとする。
- 4 再委託先は、個人情報の適正な取り扱いのために必要な処置を講じる。また、個人情報の取扱いに関し本契約と同等の契約を再委託先と交わすものとし、再委託先へ渡す個人情報においては、発注者へ事前に協議を行い承諾を得ること。
- 5 再委託先は、発注者の許可なく本業務上収集した情報・成果品等を複写及び加工し、持ち出し、公表、貸与する等、本業務以外の目的に使用してはならないとし、受注者と再委託先で同等の契約を交わすものとする。

(継続事業における年度毎支払額)

第38条 本業務は、継続事業であるため、年度毎に該当工程の成果品を納品し、市の検査に合格しなければならない。検査を受けた工程については、契約額に該当工程の割合を乗じて算定し、年度毎に支払うものとする。ただし、年度毎支払額の上限は契約額の9割までとし、最終年度に残額を支払うものとする。

(疑義)

第39条 本業務の実施にあたり、疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

第5章 納入成果品

(本業務の納入成果品)

第40条 本業務の納入成果品は、以下の通りとする。

1 現地復元及び一筆地調査 (E工程)

- (1) 法務局備付地図写 (地積測量図含む)
- (2) 法務局備付登記簿写 (土地台帳含む)
- (3) 土地一覧台帳
- (4) 名寄帳
- (5) 調査図一覧図、調査図素図、調査図
- (6) 地籍調査票綴
- (7) 説明会通知記録、立会通知記録
- (8) 立会調書 (現場班の区割り図、現場班の立会日時及び立会者の一覧表)
- (9) 作業日誌
- (10) 立会処理簿
- (11) 懸案事項打合せ記録簿
- (12) 筆界表示杭等設置状況写真
- (13) その他、発注者の監督員の指示するもの。

2 地籍細部図根測量 (F I工程)

- (1) 細部図根点配置図 (地籍図根多角点網図との兼用を妨げない)
- (2) 細部図根測量諸元調書総括表
- (3) 細部図根点観測計算諸簿
- (4) 細部図根点精度管理表
- (5) 細部図根点点検測量諸簿 (精度管理表含む)
- (6) 細部図根点成果簿
- (7) その他、発注者の監督員の指示するもの。

3 一筆地測量 (F II-1工程)

- (1) 一筆地測量観測計算諸簿
- (2) 一筆地測量改測精度管理表
- (3) 一筆地測量点検測量諸簿 (精度管理表含む)
- (4) 筆界点成果簿
- (5) その他、発注者の監督員の指示するもの。

4 地籍図原図の作成、地積測定 (F II-2、G工程)

- (1) 地籍図原図
- (2) 筆界点番号図
- (3) 地籍図一覧図
- (4) 地積測定観測計算諸簿
- (5) 地積測定成果簿
- (6) 地目別面積集計表 (長狭物含む)
- (7) 地積測定精度管理表

(8) その他、発注者の監督員の指示するもの。

5 閲覧、地籍簿案の作成 (H工程)

- (1) 地籍調査図 (閲覧) 修正後
- (2) 地籍簿案
- (3) 閲覧受付簿
- (4) 誤り等訂正申出書綴り
- (5) 誤り等訂正通知書 (案) 綴り
- (6) 誤り等訂正申出回答書 (案) 綴り
- (7) 一筆座標面積計算書
- (8) 地目別筆数面積変動表等調書
- (9) 不所在地等調書
- (10) 不協力地調書
- (11) 所在不明所有者等調書
- (12) 地籍図一覧図
- (13) 認証請求区域図
- (14) 認証請求区域概況説明調書
- (15) 所有者別土地一覧表 (名寄)
- (16) 大字別土地一覧表 (大字寄)
- (17) 地籍図複図
- (18) その他、発注者の監督員の指示するもの

6 各工程検査資料

各工程検査資料の電子記録媒体での提出については、工程小分類名称ごとに細分化するものとする。

7 その他 (上記以外の提出物)

- (1) 工程表
- (2) 第三者機関による検定証明書
- (3) 作業打合せ記録 (協議書)
- (4) 主任技術者及び班長の点検成績表
- (5) 工程管理記録簿
- (6) その他、発注者の監督員の指示するもの

8 成果品は紙媒体を1部、電子記録媒体を1部提出するものとする。

9 電子記録媒体におけるファイル形式は、発注者の監督員と協議して決定し、発注者のコンピューターに入力し、使用できる状態とする。

10 電子記録媒体は、ウイルスチェックを行い、納品するものとする。

11 成果品となる電子記録媒体には、業務名称・作成年月日・発注者・ウイルスチェックに関する情報 (ウイルス対策ソフト名/ウイルス定義年月日/チェック年月日)・フォーマット形式をラベルに表示するものとする。

(履行期限及び納入場所)

第41条 本業務の履行期限及び成果品の納入場所は、下記のとおりとする。

- (1) 履行期限 令和10年3月31日
- (2) 納入場所 稲敷市 土木管理部 建設課

(実施期間)

第42条 本業務の作業の実施時期については、発注者の監督員の指示に従うものとする。

(支給又は貸与する物品及び資料等)

第43条 稲敷市が支給する又は貸与する物品及び資料は、表2のとおりとする。

支給する物品及び貸与する資料

表2 支給する物品

種別	規格	数量	単位	備考
都市計画図	1/2500	1	式	実施区域にあわせ支給
杭、プレート他、筆界表示標識		1	式	現場立会に合わせて支給

貸与する資料

種別	規格	数量	単位	備考
幸田地区座標変換及び検証測量業務成果		1	式	
幸田地区地籍図根点改測成果諸簿		1	式	
筆界点番号図、筆界点座標、他旧幸田地区成果	1/500	1	式	昭和63年度幸田地区成果
地籍調査票		1	式	昭和63年度幸田地区成果
調査図	1/600	1	式	昭和63年度幸田地区成果
地籍経由図面		1	式	
法務局登記簿及び地図、地積測量図の写し		1	式	電子データ含む。

F I 工程 工程基準額(円/km²)

地区コード	20260822901
地区名	幸田 I 地区
縮尺	1/500
標準作業量	244点(細部図根点)
観測手法	TS法

1. 直接人件費	内業	外業	数量	単位	単価	金額	備考
測量主任技師				人			
測量技師				人			
測量技師補				人			
測量助手				人			
測量補助員				人			
(小 計)							①

2. 需用費(材料費)	品名	規格	数量	単位	単価	金額	備考
所要材料費	プラスチック杭	4.5×4.5×45cm		本			
(多角点)							
(計)							②
雑品費	所用材料費の(計)			%			③
(小 計)							④=②+③

3. 機械経費	品名	規格	数量	単位	単価	金額	備考
機械の損料	トータルステーション	2級		台日			
	パーソナルコンピュータ	デスクトップ		台時			
(計)							⑤
雑器具費	①+④+⑤			%			⑥
(小 計)							⑦=⑤+⑥

4. 需用費(消耗品費等)	数量	単位	単価	金額	備考
消耗品費等	直接作業費(①+④+⑦)		%		
(小 計)					⑧

5. 安全費	数量	単位	単価	金額	備考
安全費	直接作業費(①+④+⑦)×安全費率		%		
(小 計)					⑨

6. 精度管理費	数量	単価	金額	備考
精度管理費	(①+⑦)×精度管理係数			
(小 計)				⑩

7. 工程別基準額	金額	備考
工程別基準額	(合計)(①+④+⑦+⑧+⑨+⑩)	

8. 成果検定費	金額	備考
成果検定費		

FⅡ-1工程 工程基準額(円/km²)

地区コード	20260822901
地区名	幸田 I 地区
縮尺	1/500
標準作業量	7,700点(筆界点)
観測手法	TS法

1. 直接人件費	内業	外業	数量	単位	単価	金額	備考
測量主任技師				人			
測量技師				人			
測量技師補				人			
測量助手				人			
測量補助員				人			
(小 計)							①

2. 需用費(材料費)	品名	規格	数量	単位	単価	金額	備考
所要材料費							
(計)							②
雑品費	所用材料費の(計)			%			③
(小 計)							④=②+③

3. 機械経費	品名	規格	数量	単位	単価	金額	備考
機械の損料	トータルステーション	2級		台日			
	パーソナルコンピュータ	デスクトップ		台時			
(計)							⑤
雑器具費	①+④+⑤			%			⑥
(小 計)							⑦=⑤+⑥

4. 需用費(消耗品費等)	数量	単位	単価	金額	備考
消耗品費等	直接作業費(①+④+⑦)		%		
(小 計)					⑧

5. 安全費	数量	単位	単価	金額	備考
安全費	直接作業費(①+④+⑦)×安全費率		%		
(小 計)					⑨

6. 精度管理費	数量	単価	金額	備考
精度管理費	(①+⑦)×精度管理係数			
(小 計)				⑩

7. 工程別基準額	金額	備考
工程別基準額	(合計)(①+④+⑦)+⑧+⑨+⑩)	

8. 成果検定費	金額	備考
成果検定費		

F II -2工程 工程基準額(円/km²)

地区コード	20260822901
地区名	幸田 I 地区
縮尺	1/500

1. 直接人件費	内業	外業	数量	単位	単価	金額	備考
測量技師				人			
測量技師補				人			
測量助手				人			
(小 計)							①

2. 需用費(材料費)	品名	規格	数量	単位	単価	金額	備考
所要材料費	原図用紙1	29.7×42.0cm		枚			
(計)							②
雑品費	所用材料費の(計)			%			③
(小 計)							④=②+③

3. 機械経費	品名	規格	数量	単位	単価	金額	備考
機械の損料	インクジェットプロッタ			台日			
	パーソナルコンピュータ	デスクトップ		台時			
(計)							⑤
雑器具費	①+④+⑤			%			⑥
(小 計)							⑦=⑤+⑥

4. 工程別基準額	金額	備考
工程別基準額	(合計)(①+④+⑦)	

G工程 工程基準額(円/km²)

(連乗係数 = 1.7017 は、工程管理・検査の歩掛に乗じてます。)

地区コード	20260822901
地区名	幸田 I 地区
縮尺	1/500
標準作業量	7,700点(筆界点)

1. 直接人件費	内業	外業	数量	単位	単価	金額	備考
測量主任技師				人			
測量技師				人			
測量技師補				人			
測量助手				人			
(小 計)							①

2. 需用費(材料費)	品名	規格	数量	単位	単価	金額	備考
所要材料費	CD-R			枚			
(計)							②
雑品費	所用材料費の(計)			%			③
(小 計)							④=②+③

3. 機械経費	品名	規格	数量	単位	単価	金額	備考
機械の損料	トータルステーション	2級		台日			
	パーソナルコンピュータ	デスクトップ		台時			
(計)							⑤
雑器具費	①+④+⑤			%			⑥
(小 計)							⑦=⑤+⑥

4. 精度管理費	数量	単価	金額	備考
精度管理費	(①+⑦) × 精度管理係数			
(小 計)				⑧

5. 工程別基準額	金額	備考
工程別基準額	(合計) ①+④+⑦+⑧	

E工程 工程基準額(円/km²)

地区コード	20260822901
地区名	幸田 I 地区
縮尺	1/250~1/5000
標準作業量	1,000筆(調査前)

1. 直接人件費	内業	外業	数量	単位	単価	金額	備考
測量主任技師				人			
測量技師				人			
測量技師補				人			
測量助手				人			
測量補助員				人			
(小計)							①

2. 需用費(材料費)	品名	規格	数量	単位	単価	金額	備考
所要材料費							
(計)							②
雑品費	所用材料費の(計)		0.5	%			③
(小計)							④=②+③

3. 需用費(消耗品費等)	数量	単位	単価	金額	備考
消耗品費等	直接作業費(①+④)		3.0	%	
(小計)					⑤

4. 安全費	数量	単位	単価	金額	備考
安全費	直接作業費(①+④) × 安全費率		3.0	%	
(小計)					⑥

5. 工程別基準額	金額	備考
工程別基準額	(合計) (①+⑤+⑥)	

※上記2、需用費(材料費)は、需用費(消耗品費等)及び安全費を算出するための費用で、工程別基準額には含めません。
算定簿AのE工程の材料費は、下記の内容で、基準額とは別に出力されます。

筆界点等材料費

需用費(材料費)	品名	規格	数量	単位	単価	金額	備考
所要材料費							
(計)							
雑品費	所用材料費の(計)		0.5	%			
材料費合計							

H工程 工程基準額

複図作成

地区コード	20260822901
地区名	幸田 I 地区
縮尺	
標準作業量	100枚あたり

1. 直接人件費	内業	外業	数量	単位	単価	金額	備考
測量技師				人			
測量技師補				人			
測量助手				人			
(小 計)							①

2. 需用費(材料費)	品名	規格	数量	単位	単価	金額	備考
所要材料費	原図用紙1	29.7×42.0cm		枚			
(計)							②
雑品費	所用材料費の(計)			%			③
(小 計)							④=②+③

3. 機械経費	品名	規格	数量	単位	単価	金額	備考
機械の損料	インクジェットプロッタ			台日			
	パーソナルコンピュータ	デスクトップ		台日			
(計)							⑤
雑器具費	①+④+⑤			%			⑥
(小 計)							⑦=⑤+⑥

4. 需用費(消耗品費等)	数量	単位	単価	金額	備考
消耗品費等	直接作業費(①+④+⑦)		%		
(小 計)					⑧

5. 工程別基準額	金額	備考
工程別基準額	(合計)(①+④+⑦+⑧)	

復元測量 工程基準額(円/km²)

地区コード	20260822901
地区名	幸田 I 地区
縮尺	1/500
標準作業量	0.1km ² 当たり100筆
地域/地形	市街地甲/資料面積等

1. 直接人件費	内業	外業	数量	単位	単価	金額	備考
測量主任技師				人			
測量技師				人			
測量技師補				人			
測量助手				人			
(小 計)							①

2. 機械経費	品名	規格	数量	単位	単価	金額	備考
雑器具費	直接人件費(①-測量補助員)			%			
(小 計)							②

3. 需用費(消耗品費等)	数量	単位	単価	金額	備考
消耗品費等	直接人件費(①-測量補助員)		%		
(小 計)					③

4. 安全費	数量	単位	単価	金額	備考
安全費	直接作業費(①+②+③)×安全費率		%		
(小 計)					④

5. 精度管理費	数量	単位	単価	金額	備考
精度管理費	(①+②)×精度管理係数				
(小 計)					⑤

6. 工程別基準額	金額	備考
工程別基準額	(合計)(①+②+③+④+⑤)×10	

令和8・9年度 幸田 I 地区地籍調査2項委託業務 位置図

稲敷市幸田地内

